

石綿の事前調査・結果の掲示に関するQ & A

Q1 「どのような工事が対象ですか？」

A1 建物本体のほか、煙突や給排水設備などの建築物全般について、解体、改造、補修を伴う建設工事を行う場合 が対象です。

平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した建築物等の解体工事など、大気汚染防止法の特定工事に該当しないことが明らかな一部の建設工事は対象外です。

Q2 「石綿の事前調査結果はどのような内容を掲示すればよいですか？」

A2 大気汚染防止法では、次の事項を掲示する必要があります。
調査の結果（石綿含有建材 有・無）
調査者（受注者）の氏名、住所（法人は、名称、代表者氏名、住所）
調査終了年月日
調査方法
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における
特定建築材料の種類（大気汚染防止法の特定工事に該当する場合）

上記の必要事項を満たしていれば、石綿障害予防規則等の他法令に基づく表示と併せて掲示しても構いません。

Q3 「仕上塗材についても調査が必要ですか？」

A3 仕上塗材には、石綿（アスベスト）を含有するものがあるので、仕上塗材中の石綿の有無についても調査が必要になります。

事前調査を行う際のポイント

- 調査は、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者が実施してください。
石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者としては、次の者などが考えられます。
 - ・「建築物石綿含有建材調査者講習過程」により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者
 - ・石綿障害予防規則第48条の2第1項から第3項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者
 - ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 設計図書等の確認だけでなく、現地確認（目視調査）を併せて行ってください。
現場での施工方法の変更など、設計当時から予期せぬ変更が行われている場合があります。外側からの目視では確認できない場所に石綿建材が存在している場合があります。
- 事前調査が不十分な場合、石綿建材の使用を発見できないおそれがあります。事前調査は、十分に注意して行ってください。
- 調査結果は掲示するだけでなく、発注者に書面で説明してください。
- 発注者は、調査に必要な資料の提供や費用の負担を適正に行ってください。
無届工事や虚偽の届出を行った場合、発注者（届出者）に罰則が適用される場合があります。

